

注 意 事 項

1. 当該行為に着手する日の30 日前までに都市計画課へ提出してください。
2. 届出手続等を代理人が行う場合は、委任状を添付してください。
3. 届出書には、次の図面を添付してください。

(1) 土地の区画形質の変更の場合

- | | | |
|---|-----|---|
| イ | 位置図 | 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 |
| ロ | 設計図 | 設計図（造成計画平面図・断面図、擁壁構造図等） |

(2) 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物（擁壁、かき又はさく等を含む）をいう。以下同じ。）の建設又はこれらの用途の変更の場合

- | | | |
|---|----------|---|
| イ | 位置図 | 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 |
| ロ | 配置図 | 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 |
| ハ | 立面図及び平面図 | 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階の平面図（建築物である場合に限る。） |
| ニ | 構造図 | 擁壁、かき又はさく等の構造図 |
| ホ | 求積図 | 当該行為を行う土地の求積図及び建築物の求積図 |

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

- | | | |
|---|-----|---|
| イ | 位置図 | 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 |
| ロ | 配置図 | 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 |
| ハ | 構造図 | 擁壁、かき又はさく等の構造図 |
| ニ | 立面図 | 二面以上の立面図 |

4. その他参考となるべき事項を記載した図面

※ 縮尺については、図面等で確認できる程度のものとする。

飯能都市計画双柳南部地区地区計画

名 称	飯能都市計画双柳南部地区地区計画	
位 置	飯能市大字双柳、大字岩沢及び大字新光の各一部	
面 積	約 4 8 . 5 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、市街地中心部から東へ約 1 km に位置し、南側は一般国道 2 9 9 号、東側は入間市に接している。幹線道路沿いには店舗及び工場が立地し、その周辺には住宅地が形成され、生活・産業拠点として利便性の高い地区である。</p> <p>土地区画整理事業を継続する区域及びその周辺区域については、利便性の高い地区としての特性を生かしながら道路・公園等の計画的な都市基盤整備を行い、周辺の土地利用とも調和した適切で良好な市街地環境の創出とそれらが将来においても維持・保全が図られるよう、地区計画を定めるものである。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区においては、生活・産業拠点としての高い利便性があることから、ゆとりある土地利用を維持するため敷地の細分化を防止するとともに、防災上の観点から災害に強いまちづくりに努める。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内に決定されている都市計画道路を補完し、生活道路の整備水準の確保のため、必要となる道路を地区施設として定め、計画的な道路整備を積極的に進めることとする。</p> <p>また、防災上の観点や周辺住民の憩いの場として地区内に公園を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>安全で安心して生活できる居住環境の創出と保全を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置及び垣又はさくの構造の制限を行う。</p>

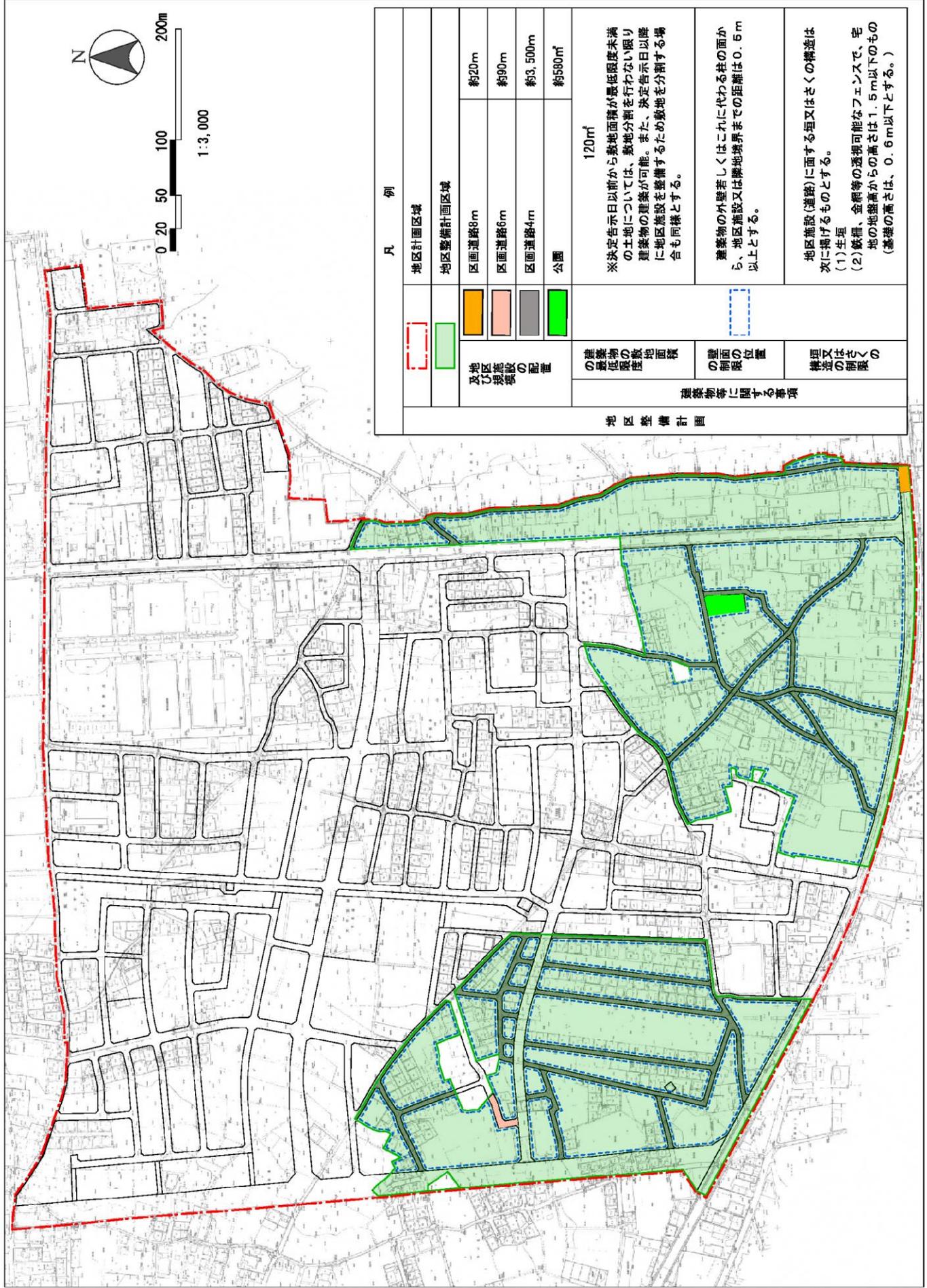
飯能都市計画双柳南部地区地区計画 地区整備計画

地区整備計画	位 置	飯能市大字双柳及び大字岩沢の各一部	
	面 積	約 1 5 . 0 h a	
	地区施設及び配置の規模	道 路	幅員 8 m 約 2 0 m 幅員 6 m 約 9 0 m 幅員 4 m 約 3 , 5 0 0 m
		公 園	約 5 8 0 m ² (1 箇所)
整 備 計 画 関 係 事 項	建築物等に 関する 事項	建築物の敷地面積 の最低限度	1 2 0 m ² (※決定告示日以前から敷地面積が最低限度未満の土地については、敷地分割を行わない限り建築物の建築が可能。また、決定告示日以降に地区施設を整備するため敷地を分割する場合も同様とする。)
	壁面の位置の制限	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、地区施設（道路）境界及び隣地境界までの距離は0.5m以上とする。
	垣又はさくの構造の制限	垣又はさくの構造の制限	地区施設（道路）に面する垣又は柵の構造は次に掲げるものとする。 (1) 生垣 (2) 鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで、宅地の地盤高からの高さは1.5m以下のもの。 (基礎の高さは、0.6m以下とする。)

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 不良市街地形成の未然防止と、良好な環境の創出と保全を図る。

飯能都市計画双柳南部地区 計画図 (地区整備計画図)



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	区画道路8m
	区画道路6m
	区画道路4m
	公園
	120m

建築物に関する事項	
建築物の敷地面積 の最低限度	※決定告示日以前から敷地面積が最低限度未満 の土地については、敷地分割を行わない限り 建築物の建築が可能。また、決定告示日以降 に地区施設を整備するため敷地を分割する場 合も同様とする。
壁の位置 の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面か ら、地区施設又は隣地境界までの距離は0.5m 以上とする。
埋 造 又 は さ く の 制 限	地区施設(道路)に面する埋又はさくの構造は 次に掲げるものとする。 (1) 生埋 (2) 鉄骨、金網等の透明可能なフェンスで、宅 地の地盤面からの高さは1.5m以下のもの (基礎の高さは、0.6m以下とする。)